



#01

憲法ってなんだろう？

今回伝えたいこと

- 日本国憲法の最重要理念は「個人の尊重」
- 憲法は、権力の暴走を防ぐ「歯止め」

今年、公布から80年を迎える日本国憲法はおおよそ100ヶ条からなる法典です。まずはそんな日本国憲法の理念でありすべての条文の源泉ともいえる条文を見てみましょう。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。(以下、略)

これは「個人の尊重」と呼ばれる理念です。すべての人が「この世にたった一人しかいないかけがえのない存在」として大事なのだ、すべての人が自分らしく自由に生きていけることが、この世で最も大事なのだ、という信念です。

では、そのためには何が必要でしょう？当たり前ですが、まず命と健康が必要ですね(瀕死の状態では自分らしく生きていけません)。それから、自由が必要です。鎖でつながれていたり奴隷状態だったりしては自由に生きることは不可能ですから、人には自由(基本的人権)が保障されなければなりません。そこで13条からさまざまな基本的人権が導かれ、40条まできめ細やかな保障の規定が並ぶ、という構造になっています。基本的人権は、人が「人である」という理由だけで生まれながらにして持っているもので、決して「国家からもらえるもの」で

も「天皇から頂いたもの」でもなく、他者の人権を奪うことは許されません。

憲法とは「国民の自由・人権を守るために権力の暴走を防ぐ歯止め」の法典です。私たちは、より自由で豊かな暮らしを期待して選挙で政治家を選び政治を任せますが、政治家に託す国家権力は強大です。政治家が私利私欲

のために権力を好き勝手に使い、不当に高い税金を取り立てたり、言論統制をして批判

を禁じたりして国民が苦しむ例は、国内外を振り返ればあるあるですね。そこで、「いかなる権力者も国民の人権を奪ってはならず、憲法の枠内でのみ権力を行使して仕事するルールを守らせる」というアイディアが生まれました。実質的な締めくくりの条文である99条を見てください。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

ここに並ぶ人たちは皆、国家権力を握ったり行使したりする人です。憲法は権力側の人に、憲法を遵守し憲法の枠内で仕事をする義務を負わせています。まさに「権力の歯止め」なわけです！

99条の動画はこちら▼



13条



「あすわか」がつくった、「憲法かるた」です。読み札ウラ面に条文解説があります。ショート動画でも見られます。



まも憲グッズが
できました！

まも憲ネットでは、「憲法9条改悪に反対する請願署名」をひろげていくにあたり、関連グッズを準備します。完成し次第、通達等で連絡します。
グッズを使って、対話・署名にとりくみましょう！



スマホに貼ってアピール

その権利は、 憲法に。

01

表現の自由

基本的人権を紹介します

みなさんは、「表現」と聞いて何を思い浮かべるでしょうか？話す、書く、批判する、描く、歌う、演奏する、踊る、演じる、撮影する、ネットへ投稿する…。これらはすべて「表現」です。国などの権力によって、これらが不当に制限されないことを保障するのが表現の自由(憲法21条)です。

表現の自由には「集会の自由」も含まれています。最近、国会前や各地で行われているペンライト集会なども、集会の自由で保障されています。

表現の自由は、基本的人権の中でも特に重要な権利です。その根拠は、個人が自分らしく生きるためには表現を受け取ったり発信したりするこ

とが不可欠であることと、自由な議論の保障が民主主義の根幹であることにあります。

もし、表現の自由が制限され、国に都合のよい意見しか許されなくなったらどうなるのでしょうか。戦前のような息苦しい社会に逆戻りし、政府が勝手に戦争へ参加してしまうかもしれません。

残念ながら、政府が原油不足に関して企業に圧力をかけたり、国旗損壊罪を作ろうとしたりと、今の日本では、表現の自由が十分に保障されているとはいえません。これからの日本で表現の自由を守れるかどうか、今がその正念場かもしれません。



予告

KENPO
Q&A

憲法に関する疑問を送ってください

憲法Café IIでは、みなさんからの憲法に関する疑問を募集し、それに答えていくコーナーをつくります。Googleフォームに、紙面への感想もあわせて、どしどしお寄せください。



ケンポー
オスッ! 道場



私の推し条文

甲府共立病院 看護学生室
相川 恵美

憲法9条は、二度と戦争の被害者にも加害者にもならないために定められた、日本が平和国家として歩むための大切な指針です。国が暴走しないようにブレーキをかけ、国民が平和で安心して暮らせるように守ってきた根幹でもあります。これまで、憲法9条の重要性を感じながらも、どこか「自分事」として行動できていない部分がありました。しかし「5.3山梨憲法1000人集会」を迎えるまでの間、看護学生と平和について語り、集会への呼びかけや準備に関わったことは、私自身が一歩を踏み出す大きなきっかけとなりました。平和を願う気持ちを、言葉だけでなく行動として示すことの意味を実感しています。



山梨憲法1000人集会で。左が筆者。

一緒にがんばりましょう

憲法Café IIでは、法律の専門家である、あすわか(明日の自由を守る若手弁護士の会)メンバーおふたりに執筆していただきます。9条はじめ、憲法について基本からじっくり知ってもらふ事をめざし、全12回の発行を予定しています。今後ともご期待ください!



黒澤 いつき さん

あすわか・共同代表。2児の母として育児に専念しつつ、憲法カフェや講演活動で全国を駆け巡る日々。近著に『私にとっての憲法』(岩波書店/共著)など。



辻田 航(つじた・わたる)さん

2017年弁護士登録。一般事件のほかにも、法律家団体や弁護団事件、講師活動など、憲法問題を中心に社会的活動にも注力。北千住法律事務所所属。